

生活衛生関係営業の振興指針の改定方針(案)概要

第15回 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会

平成23年2月1日

資料4

振興指針とは

厚生労働大臣が各生活衛生関係営業の振興に必要な事項について定める指針(生衛法第56条の2第1項)

振興計画とは

生活衛生同業組合が作成する組合員たる営業者の営業の振興に必要な事業(「振興事業」)に関する計画で、振興指針に適合するものとして厚生労働大臣(地方厚生局長)が認定(生衛法第56条の3)

融資の支援

振興計画に基づく振興事業への低利融資(日本政策金融公庫融資枠1,200億円(平成23年度予算(案)))

- ・振興事業特定施設整備について基準金利マイナス0.9%(基準金利2.25%(平成23年1月17日現在))
- ・各営業者が事業計画を作成した場合の融資制度を創設(平成23年度予算(案))

(例)設備資金:基準金利マイナス1.05%

税制の支援

共同利用施設に係る特別償却制度

<活用例>

- ・クリーニング業における共同購入資材配送用車両
- ・理容業における共同駐車場(予定)
- ・美容業における研修施設(予定)

振興計画 認定状況

575組合中515組合(認定率89.6%) ※いずれも平成22年4月1日現在

- ・理容業、美容業、クリーニング業、旅館業 47組合中47組合(認定率100%)
- ・浴場業43組合中22組合(認定率51.2%)
- ・飲食店営業(一般飲食業)36組合中36組合(認定100%)
- ・食肉販売業44組合中44組合(認定率100%)
- ・氷雪販売業13組合中4組合(認定率30.1%)

振興指針の改定方針(案)

食肉販売業・氷雪販売業[平成23年2月1日の審議会で審議]、飲食店営業[平成23年度改定予定]

連続性の強化

- 前期目標の達成状況の評価を明記
- 関係営業の経営実態・問題点を明記

戦略性の強化

- 戦略性・メッセージ性の高い方針を簡潔に記述
- 衛生・経営課題の総括的・網羅的な内容を簡明な箇条書きで記載

役割の明確化

- 実施主体や支援手法を具体的に記述
- 補助金・融資・税制について、組合の役割、組合員の支援措置を明記し、組合加入を促進